

## 浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は微生物の働きで汚水をきれいにして放流する装置です。

適切な維持管理を実施しないと浄化槽の故障や機能の低下を招き、悪臭や水質汚濁の原因となります。浄化槽を設置、使用している方は次の①から③を毎年実施してください。

- ①**法定検査** 浄化槽が正常に維持されているか外観・水質・書類を検査します。年に1回受検してください。
- ②**保守点検** 機器の点検、調整、消毒剤の補給などを年に3、4回実施してください。
- ③**清掃** 浄化槽内に溜まった汚泥等を年に1回以上抜き取ってください。

※法定検査を受検していないご家庭につきましては、検査の実施を要請する文書が茨城県から郵送されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

### ○法定検査の申込先

公益社団法人茨城県水質保全協会 検査部 ☎029-291-4004

### ○お問い合わせ先

常陸大宮市上下水道部総務経営課 ☎52-0427

茨城県県北県民センター環境・保安課 ☎0294-80-3355

## 特別児童扶養手当所得状況届について

特別児童扶養手当を受けている方は、毎年8月に「所得状況届」を提出しなければなりません。この所得状況届は8月時点における現状を把握し、特別児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのものです。

この届の提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

所得状況届の用紙は8月上旬に送付しますので、8月31日(火)までに必要書類を添えて提出してください。(提出に必要なものは、送付する案内文でご確認ください)

### 【特別児童扶養手当について】

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を家庭において監護(保護者として生活の面倒を見ていること)している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です(所得による支給制限があります)。

#### ○手当の対象となる児童の障がいの程度

- ・身体障害者手帳の判定が1～3級(内部疾患含む)程度
- ・療育手帳の判定がA・A・B程度
- ・精神障害者保健福祉手帳の判定が1～2級程度

※この手当と児童扶養手当、障害児福祉手当との併給は可能です。

#### ○次のような場合は、手当を受けることができません

- ①児童が障がいによる公的年金を受けることができる場合
- ②児童が児童福祉施設(保育所・通園施設・肢体不自由施設への短期母子入所を除く)に入所中の場合

#### ○支給月額(令和3年4月から)

1級 52,500円 2級 34,970円

#### ○支給月

4月(12月～3月分)、8月(4月～7月分)、11月(8月～11月分)

※受給資格があっても申請をしなければ支給されませんので、ご注意ください。

**申請・問** 本庁 子ども課子どもG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111